

# ラトビア語の伝聞法をめぐって

菅野 開史朗

## 序

本論では現代標準ラトビア語の伝聞法を中心に、他者の発話の伝達、語りの表現について考察する。伝聞法は、文もしくは節の内容が、文字通り他者から得た情報を伝えていることを示す動詞の形態である。Китайгородская<sup>(1)</sup>はロシア語の間接話法に関する論文で、間接話法の形態を持つ言語としてラトビア語を含めいくつかの言語を挙げている<sup>(2)</sup>。また Comrie<sup>(3)</sup>は動詞が「推量」の形式を持つ言語としてラトビア語を挙げている。旧ソ連・ラトビア共和国科学アカデミーの文法書『現代標準ラトビア語文法（以下『アカデミー文法』と略記）』<sup>(4)</sup>では、「伝聞法は古くから継承された動詞の法に属するものではなく、のちに形成されるラトビア語動詞の特別な文法的カテゴリーである。」と述べられている。

考察にあたっては適宜、このような動詞の特別な形式を持たないロシア語の間接話法の表現形式との比較検討を行い、日本語の同様の表現にも若干触れることとする。

ロシア語などの場合、間接話法が言語現象としては「他者の発話」が取り込まれ加工されるという特異な面を持っているにもかかわらず、その研究は従来の伝統的な文法記述における、形態論・統語論といった範疇のさらに外にある、文体論や語用論で取り上げる性質のものとなされることが多い。ラトビア語の伝聞法もときとして文体的効果が大きいとはいえ、あらゆる言語において、間接話法で他者の発話がどのように「加工」されるかは文法記述で取り上げられるべきものである。

さてラトビア語の伝聞法に関して注目すべきことは、その用法からして過去の出来事を述べることが多いはずなのに、直説法過去に相応する形態を持たないという点である。過去の出来事を述べる「語りの文体」において、直説法と伝聞法の対立が解消し、同じ形態が用いられる点において、ロシア語の過去形との比較対照の意義があろう。

また、間接話法を論ずる上でしばしば問題となる「時制の一致」に関しても簡単に触れる。

考察にあたっては、用例資料としてラトビア語とロシア語、日本語とラトビア語の対訳テキストなども用いる。断りのない限り、ラトビア語から日本語へは筆者が訳したもので、分析の便宜上、直訳調にすることがある。日本語からラトビア語への訳では分析の便宜上、日本語の原文テキストに語句を補い、丸括弧でくくって示す箇所もある。

一般に翻訳テキストは、構文、話法などあらゆる面で訳者の自由裁量をはたらいているため、常に参考になるというわけではないが、特に異質の表現形式を持つ言語どうしでは、翻

1 *Китайгородская М. В.* Чужая речь в коммуникативном аспекте // *Русский язык в его функционировании*. М., 1993. С.65-89.

2 「(…) たえば、ラトビア語、ニブフ語といった言語に *пересказывательное наклонение* (再話法) がある；エストニア語にはいわゆる *косвенное наклонение* (間接法) がある。(…)」

3 Bernard Comrie, *Aspect* (Cambridge: Cambridge University Press, 1976), p.110.

4 *Latvijas PSR Zinātņu Akadēmija, Mūsdienu latviešu literārās valodas gramatika* (Rīgā, 1959), p.624.

訳源の言語にある表現形式を置き換える際の、いわば当座の間に合わせの訳が、かえって表現の本質を明らかにすることもあろう。作品の選定には特に一貫性がないが、言語研究にあっては同じ作家や、よく似た傾向の作品ばかり取り上げるよりも、多様な傾向の文章を広く扱った方がより公正であると考えた。用例の分析においては、文内の要因と前後の文脈の要因をできるだけ区別して行なうのが望ましいが、個々の用例について、いかなる要因が作用しているかについては必ずしも断定できるわけではないため、各用例において作用していると思われる要因を個別に述べることにした。

## 1. ラトビア語の法と時制

### 1.1. ラトビア語の法と時制の概要

「法(наклонение, Mood)」という概念を、「話し手、書き手が陳述内容に対する態度を明示する動詞の形式」と定義しておくならば、ラトビア語には次の5つの法がある、というのが定説になっている。すなわち直説法、命令法、仮定法、伝聞法、義務法、である。Mathiassen<sup>5)</sup>は直説法以外を「有標の法(Marked Moods)」としている。

しかしながら、理論的な問題として、これらすべてが法としての対等な価値を有しているかは疑問である。たとえば義務法がその一つである<sup>6)</sup>。

ここでは定説にしたがって、5つの法とそれぞれの時制体系を図で表すと下のようになる<sup>7)</sup>。時制<sup>8)</sup>の配列順は筆者が意図的に変えた。また表中の丸かっこも筆者が加えたもので、まれにしか用いられないことを表す：

	直説法	命令法	仮定法	伝聞法	義務法
(単純) 現在	+	-	+	+	+
複合現在	+	-	+	+	+
(単純) 未来	+	-	-	+	+
複合未来	+	-	-	(+)	+
(単純) 過去	+	-	-	-	+
複合過去	+	-	-	-	+

上の表では、時制の呼称はあくまでも直説法を基準とし、同じ時制が他の「有標」の法に

5 Terje Mathiassen, *A Short Grammar of Latvian* (Columbus: Slavica Publishers, 1997), p.123.

6 三谷恵子「脱動作主化とラトヴィア語の義務態について」『文藝言語研究 言語篇』28号、筑波大学文芸・言語学系、1995年、1-23頁では「義務法」について、能動態・受動態と格配置が異なることから、態(залог, Voice)の一つ「義務態」とみなすことを提唱している。本論では「義務表現」と称しておく。

7 B. Ceplīte and L. Ceplītis, *Latviešu valodas praktiskā gramatika* (Rīgā, 1991), p.71 および T. Mathiassen, *Tense, Mood and Aspect in Lithuanian and Latvian* (Oslo, 1996) による。

8 「単純；複合」と名づけたのは、あくまで形態による。単純時制は動詞本体の形態によって表され、複合時制はすべて「補助動詞 būt の各々の法・時制の形態+能過分」という迂言の形態で表される。意味・用法から名づけるなら、「完了…」としたほうがよいかもしれない。Mathiassen, *Tense, Mood and Aspect...*, は命令法を表に挙げていない。

も存在するかどうかを表しているのであるが、これではそれぞれの法に固有の時系列のとらえ方を説明することはできない。たとえば命令法が時制を持たないとは言いきれないし、仮定法の単純形・複合形がそれぞれ「現在」「(直説法複合現在が表すような) 現在につながる過去」を明示しているわけではないのである。

前頁の表を見る限りでは、伝聞法を直説法と比較すると、直説法(単純)過去と複合過去に相当する形態を持たないという点で特異である。さらに複合未来に相当する形態(本論では伝聞法未来Ⅱと称する)はほとんど用いられず、(単純)未来に相応する形態(本論では伝聞法未来もしくは伝聞法未来Ⅰと称する)で表現されることから、伝聞法の時制は以下のような体系をなしていると思なしてよい：

伝聞法現在	…動詞の単独形
伝聞法未来(Ⅰ)	…動詞の単独形
(伝聞法未来Ⅱ	…迂言的形態)
伝聞法過去	…迂言的形態

すなわち、現在・未来・過去の3つの時制をもつ体系なのである。ただし多くの文法書では、直説法において形態上相応する時制の名をつけている。すなわち、伝聞法過去は「伝聞法複合現在」、伝聞法未来Ⅱは「伝聞法複合未来」のようにである。

ごく簡潔に述べると、本来は直説法が用いられていたところが、伝聞法によって表現されるようになったのであり、その使い分け、「境界線」のひき方は時制によって大きく異なる。この二者択一の図式を解明することは、伝聞法を検討するにあたって重要な課題の一つである。

## 1.2. 「伝聞法」という用語について

文法書によってさまざまな用語が採用されている：

atstāstījuma izteiksme (ここにちラトビア本国で最もよく用いられている)<sup>(9)</sup>;

伝聞法<sup>(10)</sup>;

косвенное наклонение<sup>(11)</sup>;

conjunctive mood<sup>(12)</sup>;

modus relativus → relatīvais mods<sup>(13)</sup>; relatīvā izteiksme<sup>(14)</sup>; relative mood<sup>(15)</sup>; 関係法<sup>(16)</sup>

9 atstāstījuma (属格) <-ms, at- (接頭辞、ここでは移し変えることを表す) stāstīt 「語る」-jums (名詞化の接尾辞) izteiksme 「表現; 法 (mood, наклонение)」 Jānis Endzelīns, *Latviešu valodas gramatika* (Rīgā, 1951), p.902 では atstāstāmā izteiksme と呼んでいる (atstāstāmā は atstāstīt の受動現在分詞で、「語り伝えられるところの、語り伝えるための」)。

10 村田郁夫『ラトビア語基礎 1500 語』大学書林、1998 年。

11 Vytautas Ambrazas, *Сравнительный синтаксис причастий балтийских языков*. Вильнюс, 1990. С.219.

12 T. G. Fennell, H. Gelsen, *A Grammar of Modern Latvian* (The Hague: Mouton, 1980), p.1084.

13 Latvijas PSR Zinātņu Akadēmija, *Mūsdienų latviešu...*, I, p.624 などでは別名として、括弧書きで載せてある。

14 V. Bērziņa-Baltiņa, *Latviešu valodas gramatika* (Amerikas latviešu apvienība, 1973), p.105. atstāstījuma izteiksme と併記。

15 T. Budiņa-Lazdiņa, *Teach Yourself Latvian* (London: The English University Press, 1966), p.217.

16 亀井孝、河野六郎、千野栄一編『言語学大辞典 第4巻世界言語篇下—②』三省堂、1992年、687-694頁、および『第6巻術語篇』1995年、232頁。

die Wiedererzählmodus (Narrativ oder Modus relativus)<sup>(17)</sup>;

以上の用語は(他言語に見られる類似の形式を含めた)伝統的な用語を踏襲したものである。本論で用いる「伝聞法」という用語は、一般に文法書や教科書で「他者の発話を伝える」という説明がなされていることから、言語学で広く用いられている用語を採用したものである<sup>(18)</sup>。この形態は Comrie, *Aspect*, p. 110 などを参考にすれば、「推量法」と呼ぶこともできようが、これは容認しがたい。というのは基本的には伝達者自身が真偽を判断できる立場にいる場合の推量には、伝聞法は用いられないからである。

## 2. ラトビア語の伝聞法の形態

ラトビア語において伝聞法をあらわす指標は -ot である。動詞自体の変化形による伝聞法の形態は現在と未来の時制に見られる。過去は迂言的形態である。

語尾 -ot に関してここで触れておかなければならないのは、この形態は不変化分詞<sup>(19)</sup>を起源とし、その分詞としての用法も現代標準語にあることである。分詞としては未来形 -šot は消滅し、現在形 -ot だけが残っている。

ところで、この分詞の用法はきわめて柔軟である。ラトビア語では分詞の種類が多く、その中で -ot 分詞と意味・用法がきわめて近い分詞として -dams (形容詞と同じ性・数の変化のみをし、用法が狭まったことによって現代語では斜格が消滅している<sup>(20)</sup>) がある。両者の違いは以下のとおりである：

- ① -dams の意味上の主語は主文の主格主語と一致しなければならないのに対し、-ot は「与格主語」と一致させることも可能である。
- ② -ot 分詞の意味上の主語が主文のそれと一致しない場合、従属節の「主語」を与格でおくことができる。いわゆる独立与格(絶対与格, *dativus absolutus*) の構文である<sup>(21)</sup>：

17 R. Eckert, E.-J. Bukevičiūte and Friedhelm Hinze, *Die baltischen Sprachen. Eine Einführung* (Leipzig: Langenscheidt, 1994), p. 318.

18 用語の決定にあたっては、意味内容をもとにしてつけるか、構文をもとにしてつけるか、用法をもとにするか、などによって方針の分かれるところであるが、後で述べるように構文はかなり自由であること、法の数が多いので仮定法などとの混同を避けるために(この意味で接続法、*conjunctive*, *subjunctive* 等是不適切と考えられる)幾分か具体的で、かつ含みのある意味内容(漠然としたものでなく)を持つ用語が適切であると考え、基本的な用法である「伝聞」をもとに名づけたが、これが最も妥当かつ適切な用語かどうかはまだ議論の余地がある。また、他言語の文法記述で用いられている「伝聞法」との、形態の起源や意味・用法での類似性を必ずしも認めるものではない。

19 ロシア語の不完了体(現在)副動詞 -я にほぼ相当する。

20 このような事情からか、ラトビア語では形容詞的、副詞的に用いられる分詞のことを *divdabis* (*div-*「二つの」*daba*「自然；性質」-*is* (名詞をつくる接尾辞) すなわち「2つの性質(動詞としての性質の他、副詞、形容詞、また関係代名詞としての性質)を持つもの」と総称しており、ロシア語学でいう形動詞(*причастие*)、副動詞(*деепричастие*)のような区別はしていない。ロシア語母語話者向けに書かれた教科書 *Векслер Б. X., Юрик В. A. Латвийский язык (самоучитель)*. Рига, 1975. С.219 では区別しているが、*Ambrazas, Сравнительный синтаксис причастий...* では *причастие* と総称している。

21 現代標準語ではほかの分詞がこの用法をとることはないが、能動過去分詞が独立与格構文で用いられたこともあった (*Ambrazas, Сравнительный синтаксис причастий...* С.171) 各々の分詞がどの格の名詞類と結びつくかは現代標準語においてかなり整理され、固定している。その一方で、時代や方言による差は大きい。

< 1 >

Pats precēju līgaviņu,                    僕は花嫁を娶った、  
Tēvam, mātei nezīnot.                父や母の知らぬ間に。

(民謡)

tēvam, mātei がそれぞれ tēvs (父), māte (母) の与格、nezīnot が zināt (知る) の否定の分詞形である。

③ citādi sakot, ... (言いかえれば) のような成句で。主体は話者・筆者自身で、文中の成分が指すものとは関係ない<sup>(22)</sup>。

現代標準語でも -ot は、分詞と伝聞法という二つの用法が並存している。文脈、たとえば接続詞の有無などによって区別する:

< 2 >

Mičiko teica, vērīgi lūkojoties Kadzi.  
美千子が、深い目の色で梶の視線を迎えた (迎えながら 云った)。

(『人間の条件』2-8)

< 2 > の下線部は、見かけ上は伝達動詞に導かれている従属節に、接続詞も主語もないことから、分詞であることがわかる。

一般に言語において、特定の文法上の形態が、一時的もしくは長期的に用法や意味の範囲を著しく拡大させるということがしばしば起こりうる。伝聞法はそのような、-ot 分詞の用法が大きく拡大していくうねりの中で生まれた用法と言ってよかろう。

このような意味・用法の分化の原因については、他のあらゆる言語変化と同様、説明が困難である。ただ間接話法というものの従属的性質、文としての独立性の弱さといった特性と、分詞のそれが合致した点を挙げることはできるであろう。ここでは、本来印欧語になかった伝聞法という現象が、周辺の非印欧語との接触によって現れたという説を挙げておくにとどめる<sup>(23)</sup>。

22 この用法はまさにロシア語の副動詞と酷似している。この他、「統語法の面でも、現代ロシア語の副動詞構文に、古い絶対(独立)分詞構文と異なるとはいえ、新しい独立副動詞文が頻出していることは注目される」(石田修一編著、ヴィノクール著『ロシア語の歴史』吾妻書房、1996年、326-327頁)し、Ицкович В. А. Очерки синтаксической нормы. М., 1982. С.142 は、副動詞の意味上の主体が主節の補語である例を挙げている。

23 ブルガリア語の伝聞法はトルコ語の影響、すなわち言語連合における共通の現象とする説があるように、バルト語(特にラトビア語)の伝聞法は、Comrie, *Aspect*, p. 110 などが指摘しているようにエストニア語など隣接するバルト・フィン諸語の影響とする説が有力であるが、ラトビア語においてこれほど発達したことは言語連合によってだけでは説明できない。

またラトビア語と同語派のリトワニア語には「伝聞法」のごとく用いられる形式はあまり発達していないようである。分詞の一用法としてしか記述されていない(村田郁夫先生のご教示による)。ただしラトビア語に関しても伝統的に、分詞の一用法として記述している研究書は多い; Ambrasas, *Сравнительный синтаксис причастий...* С.219. また A. Eiche, *Latvian Declinable and Indeclinable Participles: Their Syntactic Function, Frequency, and Modality* (Stockholm: Acta Universitatis Stockholmiensis, 1983), pp.29, 82 など。

## 2.1. 伝聞法現在・未来の形態

### 2.1.1. 伝聞法現在の形態

伝聞法現在は直説法単純現在一人称単数形から形成される。直説法単純現在一人称単数形は、非再帰動詞ではすべて -u、再帰動詞ではすべて -os に終わるが、これらをそれぞれ -ot、-oties に置き換える。これは後述の不変化分詞とまったく同形である。したがって人称変化をしない。būt (連辞) は esot という不規則な形になる：

不定形	直・単現・一単・	伝・現・
dzīvot	dzīvoju	dzīvojot (「生きる、住む」)
mest	metu	metot (「投げる」)
celties	ceļos	ceļoties (「立ち上がる」)
būt	esmu	esot (連辞)

### 2.1.2. 伝聞法未来 (I) の形態

伝聞法未来 (I) は、直説法単純未来一人称単数形 -šu の語幹 -š-<sup>(24)</sup> に -ot をつけて -šot という形にする。再帰動詞ではそれぞれ -šos、-šoties という形になる。未来形も人称変化しない。

不定形	直・単未・一単・	伝・未・(I)
dzīvot	dzīvošu	dzīvošot (「生きる、住む」)
mest	metīšu <sup>(25)</sup>	metīšot (「投げる」)
celties	celšos	celšoties (「立ち上がる」)
būt	būšu	būšot (連辞)

## 2.2. 伝聞法の迂言的な形態

迂言的な形態は過去と未来 II に見られる (過去については後述)。未来 II は būšot+ 能動過去分詞 (以下、能過分と略す) で表される。

### 2.2.1. 伝聞法過去の形態

伝聞法過去は būt (連辞) の伝聞法現在形 esot + 能動過去分詞で表される。直説法の場合、複合時制は būt の現在・過去・未来いずれかの時制の人称変化形 + 能動過去分詞<sup>(26)</sup> (主語と性・数が一致) で表されるので、形態上は直説法複合現在に相当するこの形式を、多くの文法書では「伝聞法複合現在」と名づけている：

24 単純未来の変化語尾は基本的に、不定形語幹 (不定形はすべての動詞で -t に終わるので、それを取り去った形) に付加され、きわめて規則的である。直説法の他の人称形では -š- ではなく -s- が現れる。

25 不定形語幹が歯音で終わる場合、未来形の変化語尾は「過去語幹 + ī」の後に付加される。

26 能動過去分詞は主語の性・数に一致し、非再帰動詞ならば過去語幹のあとに男単 -is、女単 -usi、男複 -uši、女複 -ušas をそれぞれ付加する。再帰動詞の場合は男単 -ies、女単 -usies、男複 -ušies、女複 -ušas となる。形容詞的用法もあり、その場合は格変化をするが、本論のテーマとは直接関係ないので詳述は避ける。

不定形	過去語幹	伝・過・(男・単・, 女・単・, 男・複・, 女・複)
dzīvot	dzīvo-	(esot) dzīvoj-is, -usi, -uši, -ušas
mest	met-	(esot) met-is, -usi, -uši, -ušas
celties	cēl-(-ies)	(esot) cēl-ies, -usies, -ušies, -ušās
būt	bij-	(esot) bij-is, -usi, -uši, -ušas

さて伝聞法過去の esot はしばしば省略され、形態上直説法との区別がなくなることがある。「esot はふつう省略される」<sup>(27)</sup>(三省堂『言語学大辞典』「関係法」の項)のではなく、省略される場合とされない場合があると考えべきである。

厳密に言えば、直説法複合現在において、補助動詞 būt は三人称形(単・複同形) ir のみが省略可能<sup>(28)</sup>とされており、伝聞法過去の esot も三人称ではしばしば省略される<sup>(29)</sup>。直説法との、形式上の対立は三人称においてのみ中和されうることになる。

### 2.2.2. 受動態

受動態は次のような形式で表現される：

tikt, tapt, (k)ūt<sup>(30)</sup> + 受動過去分詞…いわゆる行為受身 (k)ūt は比較的まれ)  
būt + 受動過去分詞…いわゆる状態受身

しかしながら、ラトビア語の受動態は行為者を示すことができないという統語的な制限があり、使用頻度も低い。また能動態にはないアスペクト上の特徴もあり、本論では特に取り上げない。

## 3. ラトビア語の伝聞法の用法

伝聞法の用法について、『アカデミー文法』<sup>(31)</sup>では次のように説明している。「動詞は伝聞法の形で、話者がその現実性については答えない行為を表現する。他人が話したこと、他人から聞いたことを語り伝えるとき、伝聞法を用いる。」

また Mathiassen<sup>(32)</sup>は伝聞法の用法を次のようにまとめている。「伝聞法は、話者もしくは筆者が伝言を自ら立証していないことを明白にしたいと望むときに用いられる。

このことは2つの用法の領域があることを含意する。

27 亀井孝、河野六郎、千野栄一編『言語学大辞典 第6巻術語篇』三省堂、1995年、232頁「関係法」の項目を参照。

28 単独での、連辞として、もしくは「ある、いる」の意味で用いられる場合も、この ir の省略は起こりうる。ただし制限がある。Fennell and Gelsen, *A Grammar of Modern Latvian*, pp.718-719 によれば：ir は二つの名詞の間では省略できない；述語副詞が強調語を伴っている場合、ir は省略されやすい。

29 Budiņa-Lazdiņa, *Teach Yourself Latvian*, p.217.

30 本来 tikt は「行き着く」、tapt, kūt はともに「なる」という意味がある。kūt は稀にしか用いられないので、括弧内に入れた。

31 Latvijas PSR Zinātņu Akadēmija, *Mūsdienu latviešu...*, I, p.624.

32 Mathiassen, *A Short Grammar of Latvian*, p.132.

a) 間接話法 b) 噂や確信のない主張 (unsure claims) の表現

伝聞法は *verba dicendi* (伝達動詞—筆者) や類似する動詞の後に用いられる。

伝聞法の用法は単純時制 (現在及び未来) と、複合時制 (本論での用語は「過去」) の二つに大きく分けるべきである。」

Mathiassen の見解をもとに、本論においても伝聞法を現在・未来と過去に大きく分け、前者をさらに現在と未来に分けて論ずる。

また伝聞法は不変化分詞を起源とする点からも、間接話法で多用されるという性質からも、従属節での用法を基本としているといえる。そこで、まず従属節中で用いられる伝聞法の用法を分析し、それから単文での用法を見ていくことにする。

### 3.1. 従属節での用法

#### 3.1.1. 伝聞法現在の用法

伝聞法の基本的な用法は複文の従属節において見られる。それは発話行為の存在を前提とするからである。『アカデミー文法』<sup>(33)</sup>には次のように述べられている。

「ある他者 (単数もしくは複数) の陳述を伝達するときに伝聞法が用いられるが、その (伝達される陳述の一筆者) 正しさは保証しないし、責任を負わない。

伝聞法の諸形態は間接話法において用いられる—これらは間接話法の基本的要素の一つである。」

ロシア語で、単に従属節中で他者の発話を伝達する場合ならば直説法で表現するところを、ラトビア語では伝聞法で表現する：

< 3 >

Друзья говорили, что дом композитора похож на жилище дровосека.

→ Draugi runāja, ka komponista māja atgādinot malkas cirtēja mitekli.

(Паустовский, К. Г. *Корзина с еловыми шишками*)

(ラトビア語訳；訳者不明)

(下線部は *atgādināt* 「ほうふつとさせる」の伝・現.)

友人たちは、作曲家の家はきこりの住まいに似ていると言った。

< 4 >

Она говорила, что нельзя слепо верить тому, что происходит на сцене.

→ Viņa sacīja, ka nevajagot akli ticēt visam, kas notiek uz skatuves.

(Паустовский, 同上)

彼女は、舞台上で起こっていることを盲目的に信じてはいけないと言った。

33 Latvijas PSR Zinātņu Akadēmija, *Mūsdienu latviešu...*, I, p.626.



逆に、こういった用法の伝聞法はロシア語ではふつう直説法で訳される：

< 5 >

Skrastiņš atbildēja visu vārdā, ka griboties jau nu gan, bet ko tad ēdīšot—zivis esot jēlas un zirgi vēl dzīvi.

(Blaumanis “Nāves ēnā”)

→Скрастынь за всех ответил, что, конечно, хочется, да только что же есть-то, если рыба сырая, а лошади еще живы.

スクラストインシュは皆に答えて、もちろんほしいのだが魚が生で馬がまだ生きているとすると今何を食べるのか（ここは ēdīšot—未来）、と言った。

(ブラウマニス 『死の影で』)

伝聞法によって表されるのは「話者、筆者に、陳述に対して幾分疑いの気持ちがあるが、全面的に不信を抱くのではなく、単に、必ずしも信じているわけではないといった程度であること」<sup>(34)</sup>である。伝聞法の持つ不確かさ、軽い疑いといった意味内容の基底にあるものは、関口がドイツ語の接続法に対して用いた「判断差し控え」<sup>(35)</sup>や、また益岡<sup>(36)</sup>のいう「真偽判断のモダリティ」のうち、「既定真偽判断」の「断定保留」に近い。日本語の伝聞表現にはさまざまなものがあり、「らしい」「そうだ」「という」などが挙げられるが、伝聞法のモダリティに比べるといずれも限定的である。

さらに文脈、伝達内容に対する伝達者や聞き手の関与の度合い、といった要因が絡み合っ

てさまざまなニュアンスが加わる。

伝達内容が原発話者の主観的評価を表す場合：

< 6 >

Jaunākie muzikanti mēļoja, ka Valentīna melodiju atmiņa esot ietilpīgāka nekā vieglās mūzikas enciklopēdija.

若い音楽家たちは、バレンティーンズの旋律の知識はやさしい音楽事典よりも豊富だと、冗談を言った。

(ベルス 『かくれが』<sup>(37)</sup>第4章)

同様に、事実でないことがすでに判明していることに関する過去の発話行為に言及する場

合：

< 7 >

—Jūs nupat apgalvojāt, ka jums neesot zināmi nekādi konkrēti fakti. Tātad melojāt?

「君は、さっき、具体的な事実は憶えていないと云った。嘘を云ったな?」

(『人間の条件』6-23)

34 Fennell and Gelsen, *A Grammar of Modern Latvian*, p.1085.

35 関口存男『ドイツ文法 接続法の詳細』三修社、1954、1991年、63頁。

36 益岡隆志『モダリティの文法』くろしお出版、1991年、108-123頁。

37 アルベルツ・ベルス (Alberts Bels, 1938-) 『かくれが』 (“Slēptuve”, 1983) は長編小説集『都会の人々』 (Cilvēki pilsētās) に収められている。

### 3.1.2. 伝聞法未来の用法

伝聞法未来は、未来時制そのものが純粹に直説法の基本的な事実陳述のモダリティを持つとはいえない性質上、現在時制に比べ直説法と平行的に用いられることが多い。学習書にも例が示されている：

< 8 >

Mans draugs rakstīja, ka viņš apmeklēšot/apmeklēs mūs.<sup>(38)</sup>

私の友人が、うちを訪ねると（手紙に）書いてきた。

伝聞法未来はそのモーダルな面で、直説法との差は少なく、意思や推量などを表現する：

< 9 >

Ojārs lepni atbildēja, ka tētis viņu sapratīšot.

オヤールスは誇らしげに、（ザネとの結婚を）父は理解してくれるだろうと答えた。

（ベルス『かくれが』第2章）

直説法の例を示す：

< 10 >

Viņš teica, ka mana rīcība būs pretrunā ar cilvēka tikumiem, bet, (...)

「梶の意向は、それ（私の行為）が人間の善意に反するからということらしい。だが、（…）」

（『人間の条件』2-6）

### 3.1.3. 間接疑問文（節）で用いられる伝聞法

疑問詞を接続語として用いた、間接疑問文でも伝聞法が用いられる：

< 11 >

Garām ejot, Zane pajautāja, kāpēc kaiminiete tā ņemoties gar to izlikšanu, kāpēc rokot bedri.

ザネは通りすがりに、なぜ隣の人が立ち退きに応じるのか、なぜ嫌がらせをするのかとたずねた。

（ベルス『かくれが』第7章）

### 3.1.4. 接続詞 vai に導かれる伝聞法

疑問詞ではなく接続詞 vai（「～かどうか」）に導かれる節では、現在および過去では伝聞法が用いられると見てよい：

< 12 >

Ojārs vaicāja, vai pareizi esot sapratis, ka viņam kaut kur augot pusbāsa?

オヤールスは（父に）、（自分に）異母姉妹がいてどこかで成長していることをちゃんとわかっていたのか?とたずねた。

（ベルス『かくれが』第2章）

文末の疑問符は、直接話法との混交が起きていることを示している。しかしその他の点では間接話法の形式を全く崩していないので、伝聞法を用いていると考えられる。

38 Budiņa-Lazdiņa, *Teach Yourself Latvian*, p.219.

### 3.1.5. 主節の動詞が伝聞法の場合

主節中の動詞が伝聞法であって、さらに従属節が続く場合、その従属節中の動詞もまた伝聞法になる：

< 13 >

(Tante Cilda...) pat noskaitās un purpināja, ka pieaugušus cilvēkus vajagot cienīt pat tad, ja šie pieaugušie esot tuvi radnieki.

(ツィルダおばさんは) 怒り出しさえし、大人の人たちはたとえ近い親戚であつても敬わなければならないと言つた。

(ベルス『かくれが』第6章)

「たとえ近い親戚であつても」の部分接続詞(「もし」)で導かれる従属節である。

### 3.1.6. 接続詞 lai とともに用いる法

ここで触れておかなければならないのが接続詞 lai (ロシア語のчтобыに相当、「～するよ  
うに」)とともに用いる動詞の用法である。主文が命令文を伝達している場合、laiのあとに  
続くのは伝聞法、假定法<sup>39)</sup>、また直説法もありうる。(laiは意味が広く、目的を表す節では  
動詞はふつう假定法をとる)

< 假定法の例 >

< 14 >

Pēc tam slimniece (...) uzstāja, lai tiktu ataicināts pūšļotājs.

その次には、病人が、(…) 祈祷師を呼んで来てくれ、と(祈祷師が呼ばれるように)云  
い張つた。

(『人間の條件』1-40)

< 直説法の例 >

< 15 >

— (...) pasaki direktoram, lai atbrīvo mani no darba.

「(…) 所長に云つて俺を罷めさせることだ (…ように云え)」

(『人間の條件』)

< 16 >

— Jāaiziet uz transformatoru staciju un jāpasaka, lai tomēr izslēdz, —

「…変電所に行って、切らせるのよ(変電所に行かなければ、そして切るように言わな  
ければ)」

(『人間の條件』2-22)

39 假定法は、単純形の場合、不定形 -t のあとに -u を付加して -tu とする。再帰動詞では -tos。ともに人称変  
化しない。複合形は būtu+ 能過分。

<伝聞法の例>

< 17 >

...Tas (gulbis) teicis, lai Dievs dodot viņam tikpat jauku balsi kā lakstīgalai, tad gan viņš tam pateikšoties.

白鳥は、神が自分にサヨナキドリのような美しい声を授けてくださるようにと、そうなれば神に感謝するだろうと言った。

(Fennell&Gelsen 1980: 1121)

この用法で伝聞法が用いられることは注目すべきことといえよう。『アカデミー文法』<sup>(40)</sup>は次のように説明している。

「命令法の形態で表現される陳述を伝達するとき、伝聞法の命令のバリエーションが現れる。伝聞法の命令のバリエーションは、該当する動詞の伝聞法（単純）現在に接続詞・小詞 lai を付加することによって形成される。（しばしば表される）動作主の名は普通小詞と伝聞法の形態の動詞の間に置かれる。」

ロシア語では仮定法の使用が想起されるが、ラトビア語では、伝達動詞に導かれるので伝聞法を用いるべきか、lai によって導かれる間接命令なので仮定法を用いるべきか、で揺れが生じている。伝聞法の定着（文法化）と用法の拡大によって仮定法との競合が起きているのである。さらに直説法が用いられるのは、lai が直説法をとることもできることからの類推と考えられる<sup>(41)</sup>。

以上のことから、伝聞法と仮定法の近似性、平行性も指摘できよう。

### 3.2. 伝聞法が用いられない場合

間接話法では必ず伝聞法が用いられるかということ、そうとは限らない。従属節中においては、特に未来時制では直説法も可能であると、記述している文法書もある。直接話法を間接話法に置きかえる例を示す<sup>(42)</sup>：

< 18 >

Māte: “Tev ir vēstule no Latvijas.”

Māte teica, ka man esot / ir vēstule no Latvijas. Kur tā ir?

母：あなたのところにラトビアからの手紙があるわよ。

→母さんが、僕のところにラトビアからの手紙があるって言ったんだけど。それどこにある？（以上、現在）

< 19 >

Māte: “Tev drīz pienāks arī sūtījums no Latvijas.

Māte teica, ka man drīz pienāksot / pienāks arī sūtījums no Latvijas.

40 Latvijas PSR Zinātņu Akadēmija, *Mūsdienu latviešu...*, I, p.626.

41 直説法をとる例：lai dzīvo... 「…万歳」(да здравствует...)

42 A. Šalme, P. Ūdris, *Do it in Latvian!* (Rīga : SI, 1996), p.468.

母：あなたにもうすぐラトビアから速達が来るわよ。

→母さんが、僕にもうすぐラトビアから速達が来るって言ったんだ。(以上、未来)

### 3.2.1. 直接話法との混交

間接話法であるにもかかわらず、直接話法のさまざまな要素が入り込むことがある。たとえば願望を表す婉曲的な假定法：

< 20 >

Sākumā viņa neko daudz nejautāja par Oharas nāves apstākļiem, bet vēlāk pateica, ka gribētu aprunāties ar tiem cilvēkiem, kas bijuši tuvākās attiecībās ar nelaikī.

(小原の妻は)はじめのうちは小原の死にぎわのことなどあまり聞きたがりもしなかったが、故人と特に親しくしていた戦友に会わせてくれ(会いたい)と申出た。

(『人間の条件』3-37)

下線部が假定法で、願望の婉曲表現をそのまま残している。

### 3.2.2. 原発話者が三人称でない場合

「…と言う」を意味する主節であっても、間接話法、すなわち他者の発話の伝達でなければ当然伝聞法は用いられない。たとえば発話者が一人称の場合である。この場合主文の働きは形骸化していて、文法上の従属文を強調しているだけになる：

< 21 >

—Teicu, ka viss drīz beigsies.

「もう暫くで(すべてが)終りになるからと(僕が)云っといたよ」

(『人間の条件』2-10)

下線部は直説法単純未来形である。

### 3.2.3. その他の、伝聞法が用いられない場合

発話が実際に行なわれていない、もしくは行なわれなかった場合は伝聞法が用いられないのは当然である。

< 22 >

—Tātad tu gribi teikt, ka cēloņi ir maz pārliecinoši, bet nevēlēšanās kļūt par virsnieku negrozāma?

「理由は漠然としているが、将校になりたくない気持ちだけは明確だと云うんだな(云いたいんだな)?」

(『人間の条件』3-1)

下線部は直説法である。

発話行為が直説法や伝聞法以外の形態で現れている場合：

< 23 >

Te jāpiebilst, ka Naskas sievastēvs arī bija ārkārtīgi dievticīgs, (...)

ここで「付け加えておかなければいけない」のは、ナスカの妻の父も極度に信心深かったと

いうことである。

(ベルス『かくれが』第4章)

< 23 >では、伝達動詞が義務表現になっている。

以上の用例から、従属節で伝聞法が現れるには伝達動詞が直説法か伝聞法であることが最低限の条件であるといえる。そのこと自体、直説法と伝聞法が限定された状況において対立関係にあることの証左である。伝達動詞がそれ以外の形態になっているときは、主節ですでに、従属節で述べられている内容への評価が行なわれているのである。その場合、「無標の法」である直説法が用いられることになる。

### 3.3. 伝聞法を導く動詞

主節中に置かれ、従属節に伝聞法を導くような動詞は、言語表現の様態としては「発言内容」「書記内容」の2つに分類できる。また情報に対する立場によって、「伝達」と「受容」の二通りに分類できる。発言内容の伝達に関しては *verba sentiendi et dicendi*、すなわち「知覚と伝達の動詞」という伝統的な用語がしばしば用いられている<sup>(43)</sup>。

伝聞法を導く動詞は発話行為を意味していなくとも、それに付随する行為を意味する動詞のあとや、主節や先行する文において発話行為に言及されてさえいれば伝聞法をとりうる。

ここでは、発話を伴う行為を意味する動詞を用いる例を掲げておく：

< 24 >

Rotas komandieris zobojās, ka tanks Naskam esot par šauru, viņam vajagot šķūni.

中隊長は、戦車がナスカにとっては狭すぎるから、納屋が必要だと(言って) 笑った。

(ベルス『かくれが』第4章)

#### 3.3.1. 発言内容の伝達 (伝達動詞)

これまで「伝達動詞」という用語を、漠然と発言内容の伝達の意味で用いてきた。伝聞法を導く動詞としては、これら伝達動詞が最も頻繁に用いられる。『アカデミー文法』によれば、間接話法を導くのは次のような意味の動詞であるという<sup>(44)</sup>。

*runāt* (話す), *sacīt* (言う), *teikt* (言う), *stāstīt* (語る), *domāt* (思う), *apgalvot* (主張する), *jautāt* (尋ねる), *atbildēt* (答える), *lūgt* (頼む、懇願する)

これらの動詞の大半は本節で取り上げる伝達動詞である(「思う」に関しては3.3.5. 参照)。

これ以外にも、発話行為を意味するあらゆる動詞が伝聞法をとりうる：

< 25 >

Māte žēlojās, ka vecmāmiņa pat i to nevarot izdarīt, šķīvjī pēc mazgāšanas esot taukaini (...)

母は、祖母がそれ(皿洗い)さえすることができず、洗ったあとの皿がべとべとしていると 不平を言っていた。

(ベルス『かくれが』第2章)

43 Ambrazas, Сравнительный синтаксис причастий... など。

44 Latvijas PSR Zinātņu Akadēmija, *Mūsdienų latviešu...* II, p.903.

伝達動詞の意味が伝聞法のニュアンスに影響するとすれば、ここでは発言の内容が多分に母の主観を交えたものであるということが、「不平を言う」という動詞との結びつきによってもわかる。

### 3.3.2. 発言内容の受容

聴覚を表す動詞が伝聞法を導く例を示す：

< 26 >

Esmu dzirdējis, ka mēs braukšot reizē.

「(我々の) 出発も一緒だ (一緒に出発する) と聞いたが」

(『人間の条件』4-7)

しかしながら：

< 27 >

—Esmu dzirdējis, ka jūsu nodaļā ir ap četrdesmit darbinieku.

「労務の従業員は約四十名いると聞いた。」

(『人間の条件』2-36)

<27>の下線部は直説法である。聴覚動詞の後では直説法が現れやすいというのではなく、聞いた情報の内容に強い確信を持っているか、真偽を確認できる立場にいるためであろう。

### 3.3.3. 書記内容の伝達

書記によって伝えられる情報も伝聞法で表される：

< 28 >

—Viņa raksta, ka, par spīti visām grūtībām, uzņemsies visu atbildību vienīgi par bērnu audzināšanu. To viņa darīšot manis dēļ, bet kas zina, kad es atgriezīšos. Viņa gaidīšot brīdi, kad varēšot pateikt: paskaties, tēt, cik lieli izauguši tavi bērni.

「(女房は) どんなに苦労しても、子供だけは責任を持って育てる (子育てに責任を持つ) と云う (手紙に書いている) んだ。いつ帰って来るかわからない俺のために (そうするんだ) ね。女房の奴、そのとき (そう云えるとき) を待ってるんだよ。ほら、父ちゃん、子供がこんなに大きくなりましたよ (これは能過分単独形の izauguši) ってね。」

(『人間の条件』3-30)

下線部のうち「(責任を) 持つ」(uzņemsies)だけは直説法未来である。

### 3.3.4. 書記内容の受容

「読む」といった、書記情報の受容を意味する動詞も、伝聞法を導く：

< 29 >

—Es kancelejā nospēru avīzi un palasīju. Pret Hitleru rīkots atentāts, bet neesot trāpīts...

「俺、事務室から新聞をちよろまかして読んだんだがね、ヒットラーが爆弾で暗殺されそこなったんだよ (暗殺が企てられたが命中しなかった)」

(『人間の条件』4-3)

ただし rīkots (「企てられた」) は受動態の補助動詞 būt の伝聞法 esot が現れていない。

### 3.3.5. 思考動詞

伝聞法を導く動詞として、文法書ではしばしば思考動詞（前述の domāt など）も挙がっているが、実際に思考動詞が伝聞法を導くのは特殊な場合に限られる。

思考動詞であっても、思ったことを実際に発話していると想定される場合は伝聞法が現れる：

< 30 >

Daži pārgudri sprieda, ka vajagot izsaukt ķirurgu, vienīgi skalpenis nu abus atbrīvošot no sakrampējuma.

（いつまでも腕相撲をやめようとしないう二人の男について）何人かの賢い者は、外科医を呼ばねばならない、メスだけがこの握り締めた手を解放するだろう、と判断した。

（ベルス『かくれが』第4章）

作者が登場人物の考えを「伝達」する役割を果たしていると考えられる例：

< 31 >

(...), jo Voldemārs piepeši atcerējās, ka brigadieris neesot viņam laikus pagādājis jaunus elektrodus, tā esot netaisnība.

というのは、ボルデマールスが突然思い出したところによれば、作業班長は彼に前もって新しい電極を供給してくれず、それは不当であるからだそうだ。

（ベルス『かくれが』第4章）

下線部のうち、neesot pagādājis（「供給しなかった」）が伝聞法過去、esotが連辞の伝聞法現在である。ここでは伝聞法によって、作者の意見をさしはさまない客観的な伝達のニュアンスが生まれている。

## 3.4. 伝聞法と人称

### 3.4.1. 伝達内容の主体の人称

客観的に単なる他者の発話の伝達とは言えなくなるのが、伝達内容の行為などに一人称及び二人称がかかわる、つまり行為の主体となっている場合である。

一人称がかかわる場合は、伝達内容が真実である、また真実であると主張したい場合は直説法を用い、そうでない場合は伝聞法を用いる。真偽の主張ははっきりしている。

直説法の例：

< 32 >

—(...) Teiksim, ka atvedām no Šaṅhaiguanašas, pieprasīsim atalgojumu par vervēšanu un ceļa izdevumus. (...) Ja izdosies iestāstīt, ka esam izmaksājuši avansā desmit juaņus, tad jau būs trīsdesmit pieci, nu, trīsdesmit juaņu. (...)

「山海関から連れて来たと言っよ、募集費と運賃を請求すれば（…）前貸しが十円あるってことにすりゃ、三十五円か三十円だ。（…）」

（『人間の条件』1-41）

ここでも下線部は直説法である。「連れて来た」は単純過去で表され、「前貸しが…」の部分



は複合現在である。

以下、伝聞法の例を掲げる：

< 33 >

Viņa, lūk, esot māte un, iekams viņas dēls nepārnākšot mājās, neļaušot nevienam svešam cilvēkam maisīties pa kājām. (...) Tūdaļ tiek atkārtots: tā ir izšķērdība, to es darot viņai par spīti un vispār vēl neesot zināms, ar ko es nodarbojoties viņai aiz muguras.

「(…) 私は母親だからね。あの子が帰って来るまでは、この家を他人流儀でかき廻して貰いたくないものですよと、(…) そんなことは贅沢だとか、私が厭がることを知っててわざとするとか、私の目をごまかして何をするか知れたもんじゃないとか。」(嫁が夫に、姑に対する不平を手紙で述べている。「私」は姑のことで、原文は擬似直接話法、訳では間接話法)

(『人間の条件』3-28)

同様に、伝達者自身についてまったく身に覚えのないことが言われているとき、伝聞法ははっきりと否認していることを表す。この場合日本語で「らしい」とは言えない：

< 34 >

«Tādēļ, ka es nelikumīgā vīzē esot cirtis ozolus.»

(Blaumanis “Andriksons”)

「なぜなら、私が違法なやり方で櫟の木を切ったなどというのです。」

(ブラウマニス「アンドリクソンス」)

二人称がかかわる場合、確信ないし不信や疑いなど、文脈によってさまざまなニュアンスを直截的に伝える：

< 35 >

Praporščika kungs teica, ka tu esot jauniesaukto labā flanga kareivis.

「准尉さんが、あなたは補充兵の最右翼だって云ってたけど、(…)」

(『人間の条件』3-25)

### 3.4.2. 原発話者の人称

原発話者が二人称のとき、伝聞法で相手に対する不信感、疑いの念などが表される：

< 36 >

—Redz, tu teici, ka mūs vedīšot uz Filipīnām. Bet pa kādu ceļu?

「(我々を) フィリピンへ持っていって (君は言うが)、どうするんだ?」

(『人間の条件』4-10)

## 3.5. 単文における用法

単文での伝聞法の使用は、同形態の不変化分詞にはないもので、伝聞法としての用法の「文法化」に伴って発達したものと考えられる。

### 3.5.1. 発話行為の生起や状況が文脈から明らかな場合

伝聞法が複文の従属節で用いられた後、それに続く独立文で再び現れる。長い一連の発話内容を、冗長さを避けて複数のセンテンスに分割する場合である：

< 37 >

Pumpurāju ļaudis runāja, ka tā jau dzīvē esot — ja briesmīgi sasitot galvu, raksturs izmainoties. Dažs kļūstot tāds jocīgs. Dažs tāds kārtīgs. Dažam atklājoties kādi talanti. Dažam tie pazūdot.

プンプラーイ（村）の人々は言っていた、人生にはよくあることだが—ひどく頭を殴ってやれば性格は変わるものだと。ある者は滑稽になる。ある者はまともに（なる）。ある者は才能が芽生える。ある者はそれが失われる。

（ベルス『かくれが』第4章）

### 3.5.2. 「噂」の表現

噂などで伝えられていることを伝聞法で述べる場合、主文は *saka, ka...*（“говорят, что...”）「…だという、いわれている」などの不定人称文で表しうが、これはほとんど実体的意味を持たない。伝聞法そのものがそれを表してしまっているからである。

< 38 >

—Stāsta, ka bankas neaiždodot naudu, ja uzņēmumu panākumu rādītāji sastādīti pārāk sīki un precīzi.

「銀行では考課表があんまりうまく出来過ぎていると、金を貸さないそうだけど、(…)」  
（『人間の条件』1-46）

< 38 >は複文であるが、< 39 >の単文と実質的に違いはない：

< 39 >

—Viņš naktīs vienmēr guļot.

—Uz cik ilgu laiku atvienos strāvu?

—Uz divām minūtēm. Kamēr skanēs svilpe. Ilgāk nevarot.

「(夜勤の日本人は) いつも夜中には寝ているそうだ」

「スイッチの時間は？」

「二分間。サイレンが鳴っている間。それ以上は駄目だって」

（『人間の条件』1-47）

単文の場合、ロシア語のように伝聞法のような形式を持たない言語では挿入語句などを用いて表現するしかない：

< 40 >

(Skrastiņš:) “Ņemsim kādu zirgu. Zirga gaļa esot saldēna.

< 40' >

(露訳)—Доберемся до лошадок. Конина, говорят, сладкая.

(スクラストインシュ:) 「馬を手に入れよう。馬肉は甘いっていうじゃないか。」

(ブラウマニス「死の影で」)

ロシア語ではмол, де, дескатьあるいはякобыなどを単文中に挿入して、他者の発話であ

ることをあらわすこともできなくはない。文法書や研究書でこれらの文をロシア語に訳すのに、これらの挿入語句が用いられることがある。しかしラトビア語の伝聞法のように文体的にニュートラルな語法とはなりにくい。上の例に関して言えば、говорят, что...とすれば、比較的ニュートラルで規範的に問題ない文になるが、原文の構文を変えてしまうことになるため、単文で表現しようとして、挿入語говорятを用いることになる。

### 3.6. 伝聞法過去の用法

これまで伝聞法の用法を、現在・未来に絞ってさまざまな用例で観察し、過去にはほとんど言及せずに措いたのは、2.2.1.「伝聞法過去の形態」の節で述べたように、直説法との区別・対立があいまいな場合が多々あるからである。

伝聞法過去における *esot* の使用について、Mathiassen<sup>(45)</sup> は次のように分類している。例文は Mathiassen 自身が挙げているものである：

「①語り(“narrative”) (*esot* を用いず、能過分のみで一筆者)

< 41 >

Anda devusies brīvdienās uz Latviju un apciemojusi draugus. Mēnesi vēlāk viņa atbraukusi uz Norvēģiju.

アングは休暇中にラトビアへ発ち、友人たちのもとを訪れたそうだ。1ヶ月後にはノルウェーへ戻ったらしい。

否定は *nav*+ 能過分

②「懐疑的」 (*esot* を用いる一筆者)

< 42 >

Anda esot devusies brīvdienās uz Latviju un [esot] apciemojusi draugus. Mēnesi vēlāk viņa esot atbraukusi uz Norvēģiju.

(同上)

③ “フォークロア的語り(narrative)” (*esot* を用いない一筆者)

と同様だが否定形に *nav* を用いず、*ne-* 能過分の形になる」

しかしながらここで挙がっている②の例ですでに、ほかの理由、すなわち繰り返しを避けるための *esot* の省略もあることから、用例を分析する際、常にこのようなはっきりした分類ができるわけではない。置き換えテストを行なう限りでは有効な分類法である。

③の否定形では、能動過去分詞に直接 *ne-* が付加されるが、この形式はもはや(連辞とともに用いられる)形容詞的用法ではなく、動詞的用法であることを意味する。この場合 *esot* の現れる可能性はないということになる。とはいえ否定形が出てこなければ、①と③の区別もできない。

歴史的には能動過去分詞単独での「伝聞法的用法」がより古く、「伝聞法過去」として能過分単独形を挙げている文法書さえある<sup>(46)</sup>。微妙な語感の問題だが、能過分単独形は土着的・民俗的色彩が強いと推測される。

45 Mathiassen, *A Short Grammar of Latvian*, pp.132-133.

46 Bērziņa-Baltiņa, *Latviešu valodas gramatika*, pp.130,131,138,139,149.

記述文法でこれを伝聞法として認めているのは主として国外(西側)で出版された守旧的な傾向の文法書であるのに対し、ソ連時代を含めラトビア本国で出た文法書では、esotを用いる伝聞法を基本として記述する傾向が強い。

Mathiassen の分類は、現在・未来と違って、過去においては伝聞法の文法化が完了していないことを示唆している。すなわち、①は②すなわち esot を用いる伝聞法のバリエントで、能過分の伝聞法的ニュアンスによって esot が省略されうると説明できるが、③は伝聞法が文法化される以前の、能動過去分詞の単独用法の残滓とみなすことができる。

上の観点から見れば、過去における伝聞法の発達は共時的にみても漸次的様相を呈しており、②→①の順に文法化が進行し、③は頻度が少なくなるか消滅すると考えられるのである。

用例の分析の際には、上記の三つの分類が理想的であるとしても常に好例が見つかるわけではないので、まず esot を用いているか、いないかの 2 点に大別し<sup>47)</sup>、個別に観察するのが現実的な方法であると判断した。

### 3.6.1. esot を用いる伝聞法過去

1.1. および 2.2.1. で言及したように、伝聞法過去は形態上、直説法複合現在に対応するが、用法上は過去の諸時制をカバーする：

< 43 >

Vīnš taču esot teicis, ka turpmāk jābūt piesardzīgiem, (...)

(王が) 今度は用心しなければならないと云っていたそうだから、(...)

(『人間の条件』 2 - 23)

伝聞法過去が直説法過去に対応していることが < 43 > からわかる。というのは、「云っていた」という行為を直接聞くなどして認知しているのならば、直説法の単純過去で述べられるはずだからである。

また、直説法複合現在、複合過去にも対応している。この用法はロシア語の過去時制のそれにほぼ相当するといってよい。1.1. で述べたように伝聞法未来Ⅱはほとんど用いられることはないので、実質的に伝聞法の時制は 3 つあるといってよいが、直説法との対応で見ると、(伝聞法) 過去のカバーする領域だけが広くなり、不均衡な分布を示す。

< 44 >

— Krimā esot notikusi Amerikas, Anglijas, un Padomju Savienības galveno vadītāju apspriede.

「クリミヤで米英ソの巨頭連中が会談した(会談があった)らしいんだがね、(...)」

(『人間の条件』 4-16)

< 44 > では、戦場にいる兵士が確かな情報を得ることができない状況が伝聞法で表されている。それは極めて不確かな情報であり、懐疑の気持ちが現れている。

47 変化表でも Endzelīns, *Latviešu valodas gramatika*, p.953 のように、「(esot) + 能過分」という形で提示するのが妥当な記述ということになる。本論の 2.2.1. 「伝聞法過去の形態」で掲げた表もそれに倣った。

しかし *esot* が用いられているからといって、常に懐疑の気持ちが現れているわけではない：

< 45 >

Nu visi runāja, ka puika *esot pieaudzis*.  
皆が、少年は成長したのだと言っていた。

(ベルス『かくれが』第4章)

その他、従属節が複数ある場合、別の従属節で言及された出来事や行為の時点に先行する行為等や、因果関係を表す用法がある：

< 46 >

Pumpurāju iemītņieki savā starpā pārrunāja, ka arī garīgā sabrukuma pazīmes *nemanot*, bet tikai tāpēc, ka brāļiem nekad *neesot piemītis* ne mazākais garīgums.

プンプラーイ村の住民たちはお互い、(その兄弟に) 精神性の崩壊の兆候は見られない(伝.現.)が、それは単に(その)兄弟にはいつだって少しの精神性も持ち合わせていなかった(伝.過.)からにすぎないと、さんざん言い合っていた。(tāpēc, ka... 「なぜならば」)

(ベルス『かくれが』第3章)

< 46 >では、「兆候は見られない」が「言い合っていた(単純過去)」と同じ過去の時点の出来事であり、「持ち合わせていなかった」はそれらに先行するので、直説法複合過去に相当する「大過去」的な用法である。

### 3.6.2. *esot* を用いない伝聞法過去

*esot* の省略が単に繰り返しを避けるためのものである場合はさておき、3.6. で引用した Mathiassen の分析をいくつかの例文にあてはめると次のようになる。

①に分類できる例：

< 47 >

Jā, viņš pilnīgi lidojis pa gaisu, aculiecinieki stāstīja, ka brezenta vamzis uz muguras atšāvies gluži līmeniski un kājas tā vien zibējušas, kaut gan skrējis viņš nav.

そう、彼は完全に空中を飛んでいて、目撃者たちの語るところによれば、防水布製のセーターが真水平にすっ飛んできて、彼は走っていないにもかかわらず、足が見えたということだ。

(ベルス『かくれが』第4章)

否定に *nav* が用いられている箇所がある。

①もしくは③に分類できる例：

< 48 >

Kāds darbu uzņēmējs atskrēja pie Okidzimas un izstāstīja, ka viņa artelī daži strādnieki sākuši kaut kā dīvaini uzvesties. Lai tiktu pie skaidrības, viņš tos krietni piekāvis un tad uzzinājis par kādu vīrieti, kas pierunājis viņus aiziet no raktuvēm un pat izmaksājis katram desmit jaunu lielu avansu. (...) Darbu uzņēmējs piebilda, ka, šim aizdomīgajam vīram

vaigā esot dziļa rēta.

一人の工頭が沖島のところに駆け込んで来て、訴えるのには、彼の組の工人で素振りのおかしいのが二三人見えた（おかしな行動をとり始めた）ので、ヤキを入れてドロを吐かせて見ると、或る男から引き抜きの前渡金として十円ずつ貰ったというのである。（…）その男は頬に深い傷痕があるそうだ（この esot は連辞）、ということであった。

（『人間の条件』2-16）

ここに取り上げた例文は少数だが、純粹に③のタイプとみなせる例はあまり見られない。その他、最も典型的な、伝達動詞に導かれる場合：

< 49 >

Māte teica, ka viņai kļūvis daudz vieglāk.

母親は楽になったと云い（…）

（『人間の条件』1-40）

発話が実際には行なわれず、直説法が想起される場合：

< 50 >

—Jūs vēlaties sacīt, ka viņš izdarījis kādu nelietību?

「梶が何を（何か卑劣な行為を）したとおっしゃいますの?」

（『人間の条件』2-42）

#### 4. 「時制の一致」の問題

ラトビア語ではいわゆる「時制の一致」が起こらないとされている。本論のテーマに即して言えば、従属文中の時制は発話時点、もしくは発話が想定される時点を基準として表されるのである。

従属節中の動詞が未来の場合：

< 51 >

Vai tu reiz neteici, ka palīdzēsī man, ja sapratīsi, ko es no tevis gribu?

「あんたは、片棒担がせる気なら納得させると云ったな?」

（『人間の条件』2-5）

「片棒を担ぐ」のは発話の時点（過去のある時点）より未来であることを表す。

従属節中の動詞が伝聞法であっても同様である：

< 52 >

Otrajā klasē divus gadus, ceturtajā klasē divus, tā tas gāja, un, uzzinājis, ka arī piektajā klasē dēlam nāksies pavadīt vēl otru gadu, Vecais Naska kategoriski pateica, ka tādām āmūram gan skoloties pietiekot.

息子は2年生を2年間、4年生を2年間という風に過ごしていったわけだが、5年生でも2年目を過ごすことになると思った老ナスカ氏（父親）は、断固たる口調で、そんないやな目に会うために学校で勉強するのはたくさんだと言った。

（ベルス『かくれが』第4章）

&lt; 53 &gt;

Kāds asprātis sacīja, ka jāzvanot uz rajona partijas komiteju, (...)

ある賢い者が、地区党委員会へ電話しなければならないと言った、(…)

(ベルス『かくれが』第4章)

## 結論

他者の発話の伝達は、その内容を客観的に伝えようとする一方、伝達者の発話にとりこまれ、構文の上でも従属している以上、主観的評価が加わりやすい。伝聞法は、そのようなモダリティを表現する機能を担っている。

伝聞法は単なる推量を表現するのではなく、真偽判断の基準が伝達者の「手元に」ではなく他人にゆだねるしかないことを表すのであるが、そこには主観的評価の入り込む余地が大いにある。

現代標準ラトビア語の伝聞法の用法、とくに直説法との使い分けは、現在時制において最も典型的である。そこで本論ではまず現在形を取り上げて議論の中心にすえ、次にやはり動詞単独の形態を持つ未来形を取り上げ、さまざまな構文での用法をひとつおき検討したのち、最後に迂言的形態の過去形を取り上げた。

現在時制において見られる、直説法と伝聞法のかなりはっきりした境界線は、未来時制の場合ははっきりせず、同じ状況でも平行的に用いられ、置き換え可能な場合が多い。これが未来という時制そのものの性質によることは、すでに3.1.2. および3.2. で指摘した。

それらに対し伝聞法過去は、もともと「伝聞法的」なモダリティを帯びた能動過去分詞単独形という基層の上に、伝聞法現在・未来からの類推によって、esotとの合成による迂言的形態が出現し、両者がいまだ並存していると考えてよい。さらに Mathiassen に従えば、能動過去分詞単独形は、もとからある能動過去分詞単独形と、そこからの類推で esot を省略した形態（それぞれ③, ①-3.6. 参照）に分類できるということになる。そういった歴史的過程を考慮するならば、能動過去分詞単独形を「伝聞法過去」とする記述にもある程度妥当性がある。

つまり、伝聞法 (-ot) はかなり新しい時代にラトビア語独自の発展を遂げてきた形態であり<sup>(48)</sup>、分詞の用法がかなり整理された現代標準語においても、-ot がまったく異なる2つ(分詞および伝聞法)の用法をいずれも保持していることもまた注目すべき現象である。

伝聞法の独立した法としての位置づけには疑問を呈する研究者もいるが<sup>(49)</sup>、過去のことを述べる伝聞法の形式が不完全であるにもかかわらず、これを一つの「法」としてたてる理由は、意味やモダリティの点でも、また統語的には独立与格(2. 参照)ではなく、同じ節(文)にある主格の名辞類と結合することができるという点でも、不変化分詞の -ot との明確な識別が可能であり、さらには不変化分詞で用いられなくなった未来形が伝聞法には残っているからである。もはや単なる分詞の一用法とは言えなくなっている。

48 亀井孝、河野六郎、千野栄一編『言語学大辞典 第6巻術語篇』三省堂、1995年、232頁。「関係法」の項目ではラトビア語のみがとりあげられている。

分詞のモーダルな性質に関連して、現代ロシア語の過去形をラトビア語の伝聞法過去と比較すれば、これが歴史的にはいわゆるエル分詞であったものが単独で過去形になったことを考えれば、起源も、表現しうるモダリティも異なるとはいえ、両者に平行性が見出せるのである。その根拠のひとつは、たとえばブルガリア語などで伝聞法を示す指標が *-л* であることである。そして、ロシア語の時制・アスペクト体系における過去形の使用範囲は、ラトビア語の伝聞法過去のそれと酷似しているのである<sup>49</sup>。

ロシア語の過去に関しては、時制の一致が起らないのは間接話法(の形式)が発達していなかったからというよりは、分詞を起源としていることを考慮すべきである。「時制の一致」は、主節の従属節に対する「支配力」にかかわる問題で、分詞ならばその指す時点の基準を、主節の時制が指す時点に定めると考えるのが自然である。もっとも、分詞を起源としない現在および未来に関してはこのようには説明がつかないのはいままでもない。ロシア語の *-л* 分詞には、伝聞法のようなモーダルな意味は発達しなかったが、語りの過去の用法に関しては共通性があると考えてよい。過去時制で語られている行為や出来事の因果関係や順序は、不完了体と完了体の使い分けなどによって表される<sup>50</sup>が、これは3つの時制がすべて *-л* 分詞単独形に統合された代わりに生まれた区別といえるだろう。

分詞には潜在的に独立性の強さがあると考えられる一方で、主節に支配され、従属節の中で用いられるという用法上の制約によって、モーダルな意味を帯びてくる傾向がある。伝聞法 *-ot* もそうして発達し、文法化したのが、能動過去分詞はそれほどにはっきりしたものではない。古ロシア語の仮定法において *быти* が仮定法専用形を失い、*-л* 分詞がそのモダリティの表出の一翼を担うようになったこともそれに関連している。3.1.6. で述べたとおり、伝聞法のモダリティは仮定法のそれとも部分的に重なり合う関係にある。

一方、構文の問題に関して、ここで日本語に目を向けると、伝聞の際にしばしば用いられる「という」表現が、「と」+「言う」から形成されたにもかかわらず、まったく異なる制約された語法(メイナード<sup>52</sup>によれば、この「いう」を動詞の「言う」とみなして「といた」「とゆっくりいう」などとは言えない)に変質していることは興味深い。このことが、3.5.2. で述べたロシア語の訳文における *говорят* の、主節から挿入語句へのいわば「格下げ」と共通するのは、「格下げ」によって、もともと従属節であったものがモダリティを帯びつつ主文(独立文)としてふるまうことにある。

最後に、本論のテーマは間接話法に直接かかわるものであることから、いわゆる「擬似直接話法」「描出話法」などと呼ばれる表現形式、すなわち直接・間接話法の中間的変異についても若干触れておきたい。本論で取り上げたラトビア語の用例にも3.2.1. に挙げたような直

49 Mathiassen, *A Short Grammar of Latvian*, pp.132.-133. 「直説法と比較すると、伝聞法において過去の諸時制は複合現在(本論でいう伝聞法過去一筆者)のみに減らされ、単純過去・複合過去は欠けている。それにもかかわらず、伝聞法は相対的に時制の豊富な体系と特徴づけられ、そのことが、伝聞法の独立した法としての位置づけに疑問を投げかけるのである。」

50 石田、ヴィノクール『ロシア語の歴史』281-282頁。「(古代ロシア語の時制組織について一筆者) 完了形は *-л* 分詞を合成する改新形に移行した(パーフェクト、プルパーフェクト、未来完了は、能動過去分詞第Ⅱ形 [*-л* 分詞] を合成する)。」

51 Падучева Е.В. Семантические исследования. М., 1996. С.362.

52 メイナード・K・泉子「「という」表現の機能—話者の発想・発話態度の標識として」『月刊言語』1994年11月号、80-85頁。



接話法の要素が混交しているものがあるが、伝聞法という形式を有する言語においてさえ、このような中間的変異が用いられるのは興味深い。このことから、ロシア語などにこのような話法があるのは、間接話法を表す動詞の形態がないからだ、とは必ずしも言えないのである。またいずれの言語も、中間的変異に独自の表現形式はまったくなく、両話法の折衷であることも重要と思われる。このような話法については今後の課題とし、別の機会に検討したい。

## К пересказывательному наклонению в современном латышском языке

КАННО Кайсиро

В современном латышском литературном языке употребляется «пересказывательное наклонение» (латыш. *atstāstījuma izteiksmē*), формы глагола, которые указывают на то, что говорящий только пересказывает информацию, которую он слышал от другого человека и не отвечает за ее достоверность. В статье мы рассматриваем употребление этого наклонения, анализируя примеры, взятые преимущественно из литературных произведений и их переводов с латышского на русский, с русского на латышский и с японского на латышский языки. В сопоставлении с латышским языком, пересматривается и косвенная речь русского языка, в котором нет такого наклонения, а также японского языка, в котором существуют несколько различных способов выражения пересказывания.

Пересказывательное наклонение латышского языка представляет собой своеобразное явление в группе индоевропейских языков. Говоря о происхождении пересказывательного наклонения, отмечается, что это языковое явление обусловлено контактом с балто-финскими языками.

Пересказывательное наклонение имеет в латышском языке три времени: настоящее, будущее (I), прошедшее. Еще есть и перифрастическая форма будущему времени (II), которая весьма редко употребляется (в случае, когда некоторое действие следует за действием, выраженным глаголом в простом будущем времени). Вместо нее обычно употребляется простое будущее. Форма прошедшего времени тоже перифрастическая.

Форма настоящего времени пересказывательного наклонения восходит к форме деепричастия настоящего времени, которое семантически соответствует деепричастию несовершенного вида, заканчивающемуся на -я в русском языке. Форма настоящего времени пересказывательного наклонения, как и форма деепричастия, образуется путем прибавления к основе настоящего времени изъявительного наклонения морфемы -ot.

Форма будущего времени пересказывательного наклонения образуется от основы будущего времени, которая, как правило, совпадает с основой инфинитива, путем прибавления -šot. Форма на -šot не употребляется как деепричастие в современном языке, а только как форма пересказывательного наклонения. Формы настоящего и будущего времени пересказывательного наклонения не спрягаются.

Перифрастическая форма прошедшего времени пересказывательного наклонения образуется путем присоединения к *esot* (наст. вр. пересказ. накл. глагола-связки *būt*) действительного причастия прошедшего времени спрягаемого глагола. Так же, как и формы настоящего и будущего времени, *esot* не склоняется, а действительное причастие прошедшего времени склоняется по родам и числам.

В некоторых работах модальность, которую выражает пересказывательное наклонение, определяется как «предположение». Однако этого определения недостаточно, поскольку говорящий формой пересказывательного наклонения выражает, что у него нет свидетельства достоверности сообщаемой информации. Иначе говоря, пересказывательное наклонение выражает то, что говорящий находится вне сферы, где можно подтвердить достоверность или недостоверность содержания высказывания.

Модальность пересказывательного наклонения наиболее ярко проявляется в сопоставлении форм настоящего времени пересказывательного наклонения с формами настоящего времени изъявительного наклонения. Когда в настоящем времени пересказывают речь постороннего (третьего лица), появляется основное объективное значение пересказывательного наклонения, т.е. «скепсис».

В будущем времени различие между изъявительным и пересказывательным наклонениями более туманно. В сравнении с настоящим временем будущее время пересказывательного наклонения чаще употребляется вместе с формами изъявительного наклонения (во многих случаях можно заменить одно на другое).

Употребление пересказывательного наклонения наиболее типично в придаточных предложениях, поскольку по модальности пересказывательное наклонение чаще всего соответствует косвенной речи. Здесь нужно напомнить, что в основе форм пересказывательного наклонения лежит деепричастие, что также в некотором роде обуславливает синтаксические свойства рассматриваемых форм. Так, подлежащее придаточного предложения может часто отсутствовать, если оно идентично подлежащему главного предложения.

В грамматиках латышского языка обычно не приводится определенного списка глаголов, способных подчинять пересказывательное наклонение. Хотя, разумеется, пересказывательное наклонение преимущественно подчиняется «глаголам речи», встречаются и случаи подчинения исследуемых форм глаголами, выражающими (а) способы передачи устной речи (напр., *teikt* «сказать»); (б) восприятия устной речи (*dzirdēt* «слышать»); (в) передачи письменной речи (напр., *rakstīt* «писать, написать»); (г) восприятия письменной речи (напр., *lasīt* «читать»).

Некоторые ученые подчеркивают, что и глаголы мысли подчиняют пересказывательное наклонение, однако, это бывает в относительно редких случаях: когда говорящий высказывает свою мысль на самом деле, а в литературных произведениях, когда автор «пересказывает» читателю речь действующих лиц.

В русском языке, в котором нет пересказывательного наклонения, в аналогичных случаях употребляется изъявительное наклонение в косвенной речи. Исходя из этого, можно сделать вывод, что по модальности изъявительное и пересказывательное наклонение очень близки. В лингвистических исследованиях, посвященных латышскому языку, одной из центральных тем является разъяснение схемы противопоставления изъявительного и пересказывательного наклонений.

Кроме типического придаточного предложения с союзом *ka* («что»), пересказывательное наклонение может употребляться и в придаточных предложениях с другими союзами, например, в вопросительном предложении - с союзом *vai* («ли») или с вопросительными союзами. Наиболее сложным случаем является предложение с *lai* («чтобы»): после *lai* может стоять и изъявительное, и пересказывательное, и сослагательное наклонения.

Если глаголы речи имеют форму, которая не обозначает выполнения речевого акта (напр., повелительное наклонение, сослагательное наклонение, выражение долженствования, будущее время), употребляется не пересказывательное, а изъявительное наклонение.

Употребление пересказывательного наклонения распространяется и на простые предложения. Есть два случая такого употребления. 1) Главное предложение опущено, а кто и при каких обстоятельствах совершил речевой акт уже известно по контексту. 2) Полностью независимым предложением пользуются для пересказывания «слухов».

В русскоязычных грамматиках латышского языка объясняют, что такое предложение на русский язык переводится как сложное предложение «говорят, что...» или как простое предложение с вводными словами «мол», «де», «дескать», «якобы» и т.п. Например, в русском переводе Блауманиса даже употребляется вводное слово «говорят». Интересно, что переводчик так перевел, чтобы не изменять структуру. В японском языке одна из конструкций для выражения пересказывания - конструкция на [-то иу] («говорят, что»), в которой глагол [иу] в следствие грамматикализации уже не спрягается.

Модальность пересказывательного наклонения может расширяться в зависимо-

сти от степени нейтральности отношения к достоверности. Так, например, когда содержание пересказываемого относится к самому говорящему или к слушающему, к объективному скепсису прибавляются различные оттенки: уверенность, сомнение, недоверие и т.п. Это означает, что расширенная модальность пересказывательного наклонения может приближаться или соприкасаться и с сослагательным наклонением.

Прошедшее время пересказывательного наклонения соответствует сложному настоящему, простому прошедшему и сложному прошедшему временам изъявительного наклонения. Поскольку в латышском языке нет согласования времен, прошедшее время пересказывательного наклонения означает действие, которое уже произошло к моменту пересказываемой речи.

В сравнении с настоящим и будущим временами для прошедшего времени пересказывательного наклонения характерно то, что иногда опускается связка *esot*, т.е. употребляется только действительное причастие прошедшего времени («нарративное прошедшее»). В этом случае различие между изъявительным и пересказательным наклонениями по форме может исчезать.

Действительное причастие прошедшего времени первоначально носило такую же модальность, что и теперь пересказывательное наклонение. В общем, эта модальность сохранилась у рассматриваемой формы действительного причастия, однако имеет уже народнопоэтический оттенок. Форма пересказывательного наклонения на *-ot*, будучи сравнительно новым явлением, еще не замещает самостоятельную форму действительного причастия прошедшего времени в чистом виде. Таким образом, грамматикализация пересказывательного наклонения в настоящем и будущем временах уже завершилась, а в прошедшем времени еще идет.

Хотя пересказывательное наклонение на *-ot* и не объясняется «развитием модального значения у перфекта (Серебренников)», относительно характера действительного причастия здесь можно увидеть некоторую параллель между латышским и русским (балто-славянскими, а возможно и индоевропейскими) языками. В этих языках наблюдается тенденция ношения определенной модальности. Интересно, что в болгарском языке пересказывательное наклонение образуется с помощью *-л*, а в русском языке с формой на *-л* образуется форма сослагательного наклонения.

Так или иначе, говоря о прошедшем времени, можно сказать, что отсутствие согласования времен можно объясняться формальным происхождением, а именно бывшим причастием на *-л*, сохранившим придаточный характер.

Несмотря на то, что грамматикализация пересказывательного наклонения в прошедшем времени еще не завершилась, мы признаем эти формы самостоятельным наклонением, поскольку синхронически они имеют собственную форму будущего, и требуют структуры, отличной от структуры предложения с деепричастием на *-ot*.

Говоря о косвеюннуй речи, нам бы также хотелось упомянуть и так называемую «несобственно-прямую речь». Точка зрения, что явление смещения прямой и косвенной речи в русском языке основывается на отсутствии особой формы косвенной речи, как нам кажется, не очень убедительна, поскольку даже в латышском языке, в котором есть специальная форма косвенной речи, наблюдается то явление.